

# 令和4年度 島根県立出雲高等学校

## 第2次募集入学者選抜（第2次募集） 募集要項

### 1 求める生徒像

- (1) 好奇心が旺盛で、基礎学力を有している生徒
- (2) 感性豊かで、誠実に他者と関わることのできる生徒
- (3) 進んで集団に貢献しようとする意欲のある生徒

### 2 選抜において重視する点

総合的な学力及び特別活動や部活動等の諸活動への取り組み状況

### 3 募集人員

令和4年3月11日(金)の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた学科において、学科の欠員数を募集人員とする。

ただし、普通科における地域外からの合格者については、その制限を超えないこととする。

第2次募集を行う学科及び募集人員は、令和4年3月11日(金)10時に県教育委員会のホームページで公表される。普通科における地域外からの合格者数も、同ホームページで確認すること。

### 4 出願

#### (1) 出願資格

次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者で、令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜学力検査を受検している者。

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(イ) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

ただし、以下の(エ)から(カ)に該当する者を除くものとする。

(エ) 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(オ) 令和4年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

(カ) 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において、本校に出願した者

#### (2) 出願期間

令和4年3月14日(月)から3月16日(水)12時までとする。

ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

持込みの場合；3月14日(月)、3月15日(火)は9時から17時まで

3月16日(水)は9時から12時まで

郵送の場合；3月16日(水)12時以降に届いたものについては、3月14日(月)までの消印があるものに限り受け付ける

#### (3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書(様式第1号-2により本校が作成した様式を用いる)

入学願書は黒又は青のペンで記入する。

第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。一般選抜を受検した場合の「一般選抜受検校」の欄も、第2・第3・第4志望学科を出願していない場合は空欄とせず、それぞれ斜線を記すこと。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

(イ) 一般選抜の際に発行された学力検査料納付済証明書

学力検査料納付済証明書を、入学願書裏面の所定欄にはりつける。

(ウ) 入学検定料 800円

島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(オ) 地域内居住確認届(様式第7号)

(保護者の居住地は地域内であるが、特別な事情により、保護者の居住地がある地域外の中学校(国立・私立を除く)を卒業(又は卒業見込み)の者が志願する場合)

(カ) 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)

- イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の期間中に本校の校長に提出しなければならない。
- (ア) 個人調査報告書（様式第2号）
  - (イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）
  - (ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第15号）（第2次募集用）
  - (エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）  
県外中学校から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。
- (4) 県外居住者の出願  
保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。この手続きを経て、本校校長の承認を受けた場合に限り、入学願書は受理される。
- ア 保護者の転勤等による転住の場合
- (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料  
（一般選抜に出願した際の、写しでも可）
  - (イ) 島根県内の居住地が分かる資料
- イ 身元引受人により出願する場合  
身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて「島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅰの4及び5に従うものとする。
- (ア) 身元引受人の承諾証明書（様式自由）
  - (イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明（様式自由）  
又は、その他それを証明する資料（様式自由）
  - (ウ) 身元引受人の住民票
- (5) 自己申告書の提出
- (ア) 入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第14号）を提出することができる。  
自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれ直筆で記入すること。
  - (イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期間中に本校校長へ提出しなければならない。  
なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に本校の学校名及び志願する学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。
- (6) その他  
いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

## 5 受検辞退届の提出

出願した後、何らかの事由で受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は**すみやかに本校校長に受検辞退届（様式第13号）を提出すること。**

ただし、複数の学科へ順位をつけて出願している場合、一部の学科のみを辞退することはできない。

## 6 入学者の選抜

- (1) 作文及び面接等は実施しない
- (2) 選抜方法
  - (ア) 出身中学校等から提出された個人調査報告書、学力検査の成績等に基づいて高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して選抜する。
  - (イ) 個人調査報告書と学力検査の比率は40：60とする。

## 7 合格発表

令和4年3月23日（水）15時とする。本校校長より、出身中学校等の校長を通じて本人に連絡する。

## 8 注意事項

- (1) 今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、方針等を変更する場合がある。
- (2) 入学の意思表示  
令和4年3月25日（金）の入学予定者の登校日に「入学確約書」（合格通知書に同封した書類）を提出して入学の意思表示すること。意思表示がない場合は合格を取り消すことがある。
- (3) 入学予定者の登校日  
令和4年3月25日（金）  
入学予定者は**保護者同伴**で登校すること。入学式、選択科目、生徒心得、服装、学習の心構え等の説明・注意を行う。  
合格通知にあわせて配布する「入学のてびき」に指示したものを、持参して登校すること。  
やむを得ず本人が欠席する場合は、出身中学校等または保護者を通じて、あらかじめ欠席の理由を届け出ること（電話での届出可）。その場合も保護者は出席すること。

## 9 入学者選抜に関する照会

出雲市今市町1,800番地（郵便番号693-0001） 出雲高等学校 教務部入試担当（TEL 0853-21-0008）